

議案第 20 号

四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について

四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 3 月 8 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例

四万十町滞在型市民農園条例（平成21年四万十町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 豊かな自然や良好な農村環境などの地域資源の活用による地域住民と都市住民との交流の拡大及び農村生活を通じた移住や新規就農への移行促進並びに地域の活性化を図ることを目的に、四万十町滞在型市民農園（以下「市民農園」という。）を設置する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号中「花卉等」を「花き等」に改める。

第 5 条第 2 号中「営農指導」を「栽培指導」に改める。

第 6 条第 4 号中「及び」の次に「附属」を加える。

第 7 条第 1 項中「いう。）は、」の次に「原則」を加え、同項ただし書中「残余期間」の次に「内」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 利用期間は、3 年間の範囲内でこれを更新することができる。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、一定期間の延長ができるものとする。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 日帰り型農園においては、未使用区画がある場合は、前項の規定にかかわらず利用することができる。

第 9 条第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 四万十町暴力団排除条例（平成22年条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団の活動であると認められるとき。

第11条第 1 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

第17条中「町長が」の次に「別に」を加える。

別表第 1 を削る。

別表第2 滞在型農園の項中「(No.1～15)」を「(1号～15号)」に、「(No.16～22)」を「(16号～22号)」に、「342,860円」を「270,000円」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。